

阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗

—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—

芳賀和圭一
加藤衛拡

はじめに

- 一 阿仁銅山山麓における森林資源利用の特徴
- 二 番山繩にみる阿仁銅山と村の均衡
- 三 郷林をめぐる阿仁銅山と村の対抗

おわりに

はじめに

の枝郷を附属させていた。湊家は本郷の肝煎として、これだけの数の枝郷村々を支配したのであり、その分、多くの文書が作成・授受されたと考えられる。実際、湊家文書は管見の限り、阿仁川流域で質、量ともに、最も充実した肝煎家文書の一つといえる。⁽¹⁾

ところで荒瀬村の東には、近世日本でも屈指の出銅量を誇った阿仁銅山がある。この阿仁銅山は「一の銅山」の総称で、寛文一〇年（一六七〇）に一一か山の中心となる小沢山の採掘がはじまり、宝永五年（一七〇八）には全体で三六〇万斤を出銅するという最盛期を迎えた。その後、出銅は減少傾向にあつたものの、明治期まで継続した。重要なのは、このような銅山村（図1、現秋田県北秋田市阿仁荒瀬地区）の湊家文書（湊榮興氏所蔵）を整理・分析している。同村は、近世初期には近接する小沢村肝煎の支配下にあつたが、元禄二一年（一六九八）には別途肝煎が置かれ、本郷として独立した。その後、享保二六年（一七三一）から、ほぼ世襲的に肝煎役を勤めたのが、本稿でとりあげる湊家であった。なお秋田藩では、本郷一枝郷と呼ばれる村どうしの上下関係が広くみられ、荒瀬村も、多いときには三〇か村以上

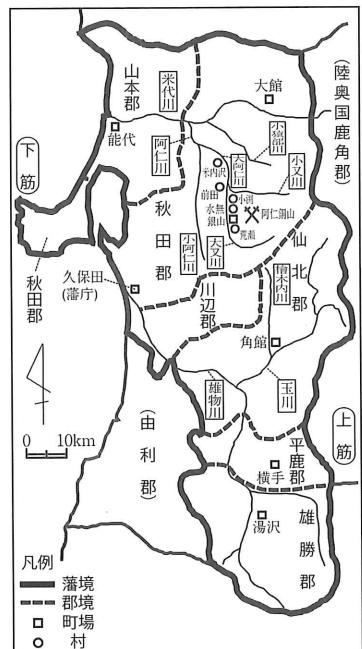


図1 秋田藩領の概略図

出典：秋田県編『秋田県林業史』上巻（秋田県、1973年）、104頁
の図に加筆修正して作成。

註：河川の名称は長方形で示した。

えていった。それは、ときとして村と銅山の間に、森林資源をめぐる激しい争論を生じさせるほどであった。

ところが従来の研究は、阿仁銅山向けの林産物生産について、ほとんど言及してこなかつた。⁽³⁾ これは、他鉱山の場合でもほぼ同様である。⁽⁴⁾ しかし、鉱山と森林資源の密接な繋がりを見落とすことは、同時に森林資源を媒介とする鉱山と村々の関係、それらをめぐる領主の動向をも看過することになる。そこで本稿は、湊家文書のなかから、阿仁銅山と森林資源をキーワードにして一〇点の史料を選出し・翻刻し、阿仁銅山山麓における森林資源利用について、藩・銅山・村の三者の視点に立って考察する。

一 阿仁銅山山麓における森林資源利用の特徴

先述した阿仁銅山の発展は、周囲の森林資源を急激に減少させていった。たとえば、出銅の最盛期をやや過ぎた正徳五年（一七一五）には、すでに炭・焼木を遠山で生産せざるを得ず、享保一〇年（一七二五）には、銅山

から三～六里も離れた山林で炭・焼木・坑木を生産していた。⁽⁵⁾

こうした状況に対し、藩は元文五年（一七四〇）、銅山の山麓に「銅山掛山」という藩営林を設定して、森林資源の保護・育成に乗り出した。⁽⁶⁾ 銅山掛山の範囲は、小猿部川・大阿仁川・小阿仁川流域（図1）の広範におよび、坑木などの諸材木を生産する「材木山」、焼木を生産する「焼木山」、炭を生産する「炭木山」に区分されていた。この銅山掛山の設定は、林産物生産の遠隔地化に歯止めをかけ、限られた区域の森林資源を、保護・育成しながら利用しようとする重要な施策であったが、他方では村々による森林資源利用に変更を迫つたことも見逃せない。同年二月、銅山掛山の新設をめぐつて、荒瀬村が藩へ提出した「史料⁽⁷⁾」には、そのことが明瞭に表れている。本史料の内容は、次の三点に整理できる。

- (1) 下記の命令に対する請書。山林が「伐尽」で、銅山向けの林産物生産に支障が出ているため、村々による薪商売は禁止する。ただし、今後は銅山方役所で使用する薪を節約し、その分を茅や筐で代用するので、これらの茅や筐は近村から買い上げる。山林を保護・育成するためにも、薪の代わりに茅・筐を売り上げよ。茅については、銀山町と水無村（図1）でも商売して良い。

- (2) 質問への返答書。藩の検使から、従来荒瀬村は「自分持山」で薪を調達してきたのか、今回「御留山」（銅山掛山）に編入した山林で、薪の採取を許してきたのかとの質問があつた。これに対して村側は、「自分之薪用伐山」（ここでは自分持山と同義）はないので、今回「御留山」（銅山掛山）に編入された山林で、（ア）銅山向けの炭・焼木を生産した後に残つた末木か、（イ）別途採取が許されていた下枝などを、薪として利用してきたと返答した。

(3) (2) に関連する願書。藩から、今後は残った末木も買い上げて、

銀山町や水無村の酒屋などへ払い下げたり、銅山方役所で利用したりすると通達があった。これに対して村側は、当村の山林の多くは「御留山」(銅山掛山)、「御札林」、「林御役人へ書上申候御帳附林」のいずれかで、「自分持山」はないと強調し、末木の利用禁止と引き替えて、「近山」での下枝採取などを許可してくれるよう出願した。

このように、山林の「伐尽」を背景とする銅山掛山の設定は、村々に対する薪商売の制限⁽⁸⁾、その代わりとなる茅・筍商売の奨励を伴い、百姓が日常的に利用する薪の調達方法をも再編しようとするものであつた。

ちなみに、「史料1」とほぼ同文で、差出年月日も一致する史料が、藩の編纂物である「銅山木山方旧記」に収録されている。⁽⁹⁾この「銅山木山方旧記」は、天保四年(一八三三)に、それまで藩が受け取つた願書などをまとめたものなので、「史料1」は当該史料の控えと考えて良い。ただし、当該史料には、「史料1」にあたる部分に続けて、下枝採取などを希望する山林合計一六筆が本郷・枝郷ごとに書き上げられ、さらに興味深いことに、村側の出願を許可する旨の元文五年四月付けの貼紙が付されている。この貼紙には、「右者檢使吟味之上、右村々為焚用被下候間、荒瀬村銅山方御留山(銅山掛山—筆者註)之内、右支郷共ニ郷人伐取候事不可有異儀者也」とあることから、下枝採取が認められたのは、明らかに銅山掛山であつた。荒瀬村とその枝郷村々は、末木の利用禁止と引き替えに、銅山掛山の内部に「村の薪山」を獲得したのである。

なお、荒瀬村とその枝郷村々に設定された銅山掛山の範囲は、同年五月、家老向右近の名前で出された「御札」で明示された(以下「史料2」参照)。御札とは、ある山林の利用を制限する際に、藩が発行・掲示した制札の一

種で、当該山林の境界や利用制限の理由などが記載されている。利用制限の程度は、その理由によつて様々であるが、銅山掛山の場合には「銅山方為用事雜木留置」あるいは「銅山方為用事杉・雜木共ニ留置」とあるように、青木や雜木の伐採が厳禁された。「史料2」は、こうした御札の文言を、発行直後の六月に枝郷村々の百姓らが写し取り、その遵守を誓約したものとして注目される。⁽¹⁰⁾

とはいゝ、こうした御札や誓約だけで、銅山掛山の森林資源を保護できるわけがない。そこで配置されたのが、「御山守」であった。御山守とは、藩営林を隨時巡回して「徒」(非合法的な伐木と皮剥ぎ)や火災を取り締まつたほか、林産物生産の監督なども担当した役職で、近村の百姓から選任されて扶持が与えられた。銅山掛山では、元文五年に任命された五味堀村の利助を初見とし、一時期を除いて、常時三人以上の御山守が青木や雜木の保護にあたつていた。⁽¹¹⁾

ところが、この銅山掛山という施策は、早くも宝暦期(一七五一~六四)の時点では効果的に機能しておらず、森林資源の減少が目立つようになつた。その主な原因は、百姓による「徒」や火災というよりも、藩による林産物生産の非計画性にあつた。そこで藩は、宝暦一〇年と同一二年に銅山掛山の範囲を拡大して当座の森林資源不足を補い、さらに同一二年には「番山繰」と呼ばれる新たな利用システムを立案した(以下、宝暦番山繰)。番山繰とは、一定の期間内、材木や薪炭を安定供給するための森林経営計画で、いわゆる輪伐に相当する。宝暦番山繰の内容は、史料的制約から詳らかにできないが、炭木山の場合には、森林資源の蓄積を調査したうえで、近山と遠山を組み合わせた製炭を計画し、さらに伐跡地の天然更新を促して、森林資源の持続的利用を目指すという画期的なものであつた。⁽¹²⁾

このように銅山掛山の利用システムが見直されるなか、御山守らに通達された定書が「史料3」である。本史料の前半では、宝曆番山繩の立案総緯が説明され、その運用には「明山」・「留山」・「不明備之山」の全てを充分吟味することが必要とされた。また、たとえ「明山」であっても、無秩序な伐採で森林資源を枯渇させないよう、あらかじめ区画して利用させることが定められている。

ちなみに、明山とは伐採する山林を、留山とは伐採を停止して森林資源を保護・育成する山林を指す。⁽¹³⁾ ただし、二つの区分は流動的で、こうした山林は一定期間明山となつた後は留山になり、森林資源が回復すると再び明山になるという性質を有していた。これに対して「不明備之山」とは、臨時の需要に備えて、番山繩の立案段階では伐採を計画しない山林で、予備林に相当すると考えられる。この予備林の存在からは、宝曆番山繩の余裕ある計画を窺い知ることができる。

続いて「史料3」の後半では、町・村用の薪に焦点があてられる。これ

によると、銀山町、水無村の酒屋、前田村、米内沢村(図1)などに供給する薪合計四四三棚は、以前から「荒瀬村支配山」と「五味堀村支配小又沢」で生産してきたが、今後は全て「五味堀村支配小又沢」で生産することになった。また、荒瀬村の酒屋に薪として供給する枝や末木は、従来通り「大又沢」で生産するという。ただし、これらの数量は毎年「定式」ではなく、削減する可能性もあつたので、川下げ時によく確認して、町・村へ配付するよう指示されている。加えて、荒瀬村枝郷の岩野目村と比立内村が、「岩野目沢」・「繫沢」で薪用の下枝などを採取する際は、「惣山」を一度に解放せず、あらかじめ区画して順番に利用させるよう定められた。この部分からは、藩が銅山向けの林産物生産だけでなく、その山麓に位

置する町・村用の薪生産をも管制している様子が看取できる。具体的な伐採地については、「小又沢」・「大又沢」・「岩野目沢」などとあるのみで不詳であるが、文脈から判断して、村々の管理・経営する郷林などとは想定しにくく、藩の管理・経営する銅山掛山であつたと考えられる。⁽¹⁴⁾ 定書の後半部は、一見すると番山繩とは関係ないように思えるが、こうして町・村用の薪を銅山掛山から供給するとなれば、その数量や場所・方法は、宝曆一二年番山繩の成否を左右しかねない重要な要素であつたろう。

以上のように、阿仁銅山山麓における森林資源利用を最も特徴付けたのは、やはり銅山向けの炭・焼木・諸材木生産であった。藩はこれを安定させるため、銅山掛山の設定や番山繩の創出によって、森林資源の持続的利用を図った。一方で、村々による森林資源利用も、それに規定されるところが大きく、薪商売はもちろんのこと、酒屋が醸造に用いる薪や、百姓らが煮炊きに利用する薪の生産さえも、藩の管制下に置かれていたのである。

二 番山繩にみる阿仁銅山と村の均衡

宝曆番山繩の立案から約六〇年後、文政三年(一八二〇)から同四年にかけて、銅山掛山の番山繩は全面的に修正が加えられた(以下、文政番山繩)。その背景には、阿仁銅山における出銅量の急増と、それに基づく林産物生産の大大幅な拡大があつた。その後も、藩は状況に応じて番山繩の計画を修正し、銅山掛山の持続的利用と、銅山に対する林産物の安定供給を図つていく。特に天保一四年(一八四三)、炭木山を対象に立案された番山繩(以下、天保炭番山繩)は、次に述べるような高度な計画性を有していた。まず炭木山を子細に踏査することで、雑木の生育状況を生産可能な炭量に換算して

把握した。この際、製炭直後などの理由で雑木が充分生育していない山林については、「立戻り」すなわち成林までの期間を予測して生産可能な炭量を見積もつた。そのうえで、三〇年間銅山に炭を欠かさず供給できるよう、毎年の製炭場所と製炭量を緻密に計画している。⁽¹⁵⁾

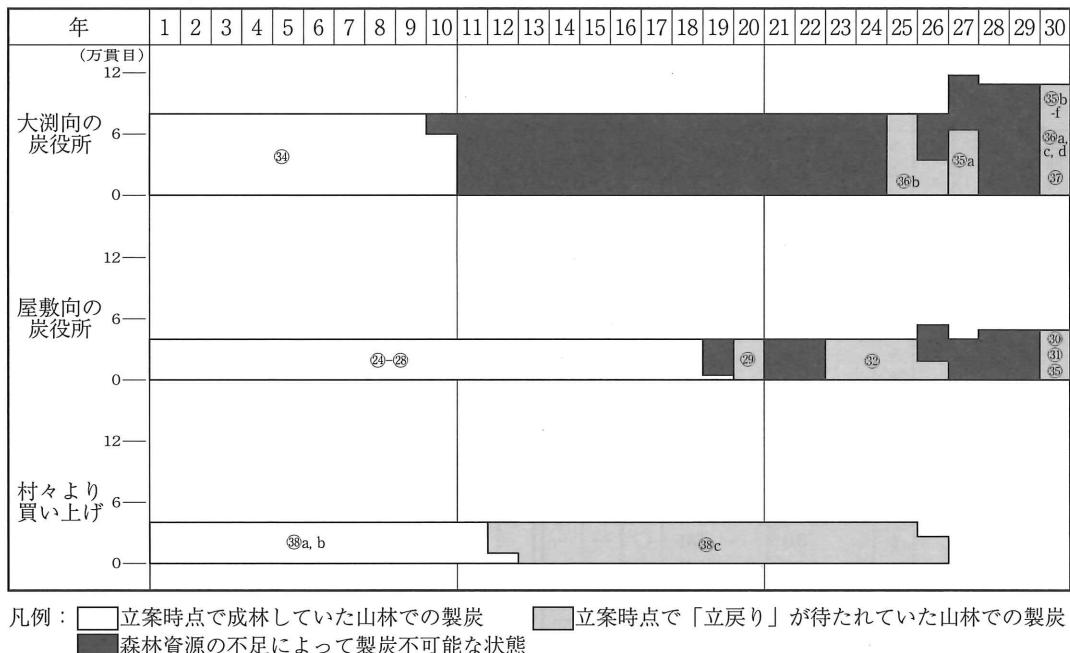
ただし、当時は出銅量の急増によって炭の需給バランスが崩れており、銅山掛山の炭木山だけで、銅山の需要を賄うのは困難であった。こうした状況下で藩の目を集めめたのが、銅山掛山の周縁に点在していた小規模な郷林や符人林であった。郷林とは、先述した通り村が管理・経営した山林を、符人林とは、符人すなわち林主個々人が管理・経営した山林を指す。藩は、これらの山林で毎年一定量の炭を焼かせ、それを買い上げることで、番山繰を補完しようとしたのである。⁽¹⁶⁾

さらに藩は、文久元年（一八六一）になると、この天保炭番山繰に再度修正を加え、新たな炭木山の番山繰を立案した（以下、文久炭番山繰）。「史料5」は、その計画書の写しである。本史料によると、文久炭番山繰は、一一の銅山のなかでも出銅量の特に多かった、小沢山・真木沢山・三枚山を対象にしていた。各銅山が一年に必要とする炭を、小沢山三〇万貫目、真木沢山一六万貫目、三枚山一五万貫目、合計六一万貫目と見積もり、これだけの炭を三〇年にわたって供給するための計画が、文久炭番山繰である。「史料5」は、（1）各銅山用の炭木山などを一覧した部分と、（2）三〇年間の製炭予定をまとめた部分から成る。

このうち（1）には、炭木山の製炭可能量と経費・方法などの詳細が、炭役所の管轄ごとに記載されている。炭役所とは、阿仁銅山向けの製炭を管掌した機関で、炭木山に複数設置されて一定区画内の製炭を差配した。⁽¹⁷⁾なお、「立戻り」を待つ山林については、「当西年（文久元年）より向拾五ヶ年

後焼取り」などのように、何年後に製炭可能かが記入されている。

このように、（1）は情報量が極めて多く、その全てを翻刻するのは煩雜で、かえってわかりにくいため、要点のみを表1-1・2・3（以下、表1）に整理した。本表によると、まず小沢山用の炭木山で製炭可能とされたのは、「立戻り」分も含めて合計八〇六万貫目であった。小沢山は、三〇年間で九〇〇万貫目の炭を必要とする予定なので、差し引き九四万貫目の不足である。そこで藩は、この九四万貫目の炭を村々から買い上げることで、炭木山の森林資源不足を補おうとした。全体では、一八三〇万貫目中、約二〇〇万貫目の炭を村々から買い上げる見込みである。割合にすれば一割程度であるが、もはや村々からの炭の買い上げなくして、阿仁銅山の稼行は不可能であった。また、一〇貫目あたりの経費をみると、最低は二七〇文^{(17)・④e}、最高は四二〇文^{(34)c d・35d・37b・d}と幅があつた。方法については、確認できる限り「背負焼」が多かつたが、「拾ひ焼」も少なくはなかつた。「拾ひ焼」とは、「焼残悪木拾ひ焼」^{(1)s}との表現がみられるところから、過去の製炭では利用されず、山中に残されている「悪木」などを集めて炭を焼く行為と考えられる。これに対しても、「背負焼」は通常の製炭を指すのであろう。「拾ひ焼」という方法が、複数の山林でみられる点からも、炭木山の森林資源不足を窺うことができる。一方（2）は、こうした情報をもとにして、毎年どれだけの炭を、どの炭役所が管轄する山林で生産するか、あるいは村々から買い上げるかを計画し、書き上げたものである。ただし本史料を通覧しても、こうした計画は真木沢山分しか確認できない。そこで、この理由についてはひとまず描くとして、以下では真木沢山分の計画内容を具体的に検討していきたい。⁽¹⁹⁾図2は、この真木沢山分の計画内容を、帶状に図示したものである。本



凡例：□立案時点で成林していた山林での製炭 □立案時点で「立戻り」が待たれていた山林での製炭
■森林資源の不足によって製炭不可能な状態

図2 文久炭番山繰の計画内容(真木沢山分)

出典：文久元年5月「銅山三ヶ山炭番山取調帳」(湊榮興家文書175、豎帳1)より作成。

註：帯幅の広狭は、各炭役所が管轄する山林での製炭予定量と、村々からの買上げ予定量の多寡を示す。27年目以降は、村々からの買上げを予定しておらず、その分、炭役所が管轄する山林での製炭予定量を多く計画している。帯のなかの丸数字とアルファベットは、前掲表1と一致する。

図は、大湊向の炭役所(仙戸石・松沢・八杉)と屋敷向の炭役所(長瀧・野倉・沼之沢)が管轄する山林での製炭予定量、および村々からの買上げ予定量の多寡を、帯幅の広狭で表現している。たとえば、大湊向の炭役所が管轄する山林では、一～二六年目は毎年八万貫目、二七年目は一一・九万貫目、二八～三〇年目は毎年一一万貫目の炭を生産する予定であった。こうした炭木山での生産に、村々からの買上げを組み合わせ、毎年一六万貫目の炭を真木沢山に供給する計画が立てられた。

さらに同図には、表1に整理した炭木山の製炭可能量と、村々からの買上げ見込み量、および「立戻り」に要する年数を用いて、どの期間にどの山林で製炭するのかを記入した。ちなみに、白色部分は番山繰の立案時点で成林していた山林での製炭を、網掛け部分は番山繰の立案時点で「立戻り」が待たれていた山林での製炭を示し、黒色部分は森林資源の不足によって製炭不可能な状態を示す。つまり、黒色部分が少なければ少ないほど、森林資源の実情に見合った実践的な計画といえる。この点を踏まえて図2に目を通すと、早くも一年目からは供給量が半減し、二八・二九年目に至っては供給不可能な事態に陥ることがわかる。ただし、これは文久炭番山繰の不備というよりも、真木沢山の炭需要に森林資源の「立戻り」が追いつかないという、森林資源の不足に起因する問題であった。というのも、製炭可能量と買上げ予定量の合計四八〇万貫目のうち、約四割もの山林が、番山繰の三〇年目によくやく「立戻り」、製炭可能になると予測されていたからである(表1参照)。

以上のように、藩は宝暦番山繰の後も、文政・天保・文久と二〇年前後の間隔で番山繰を再編した。ここからは、三〇年を一周期とする計画であつても、出銅量の増加や森林資源の減少に応じて途中で計画を立て直

す、藩の柔軟性を窺うことができる。ただし、この頃には銅山掛山の森林資源が絶対的に不足しており、藩はその不足分を、銅山掛山の周縁に点在した郷林や符人林に求めていった。こうした状況は、村側にとつても、保護・育成した森林資源を速やかに換金できる利点があつたろう。その意味では、阿仁銅山と山麓の村々は相互依存の関係にあり、森林資源利用をめぐる両者の間には一定の均衡が保たれていたと考えて良い。しかし、その関係・均衡は、いつ崩れてもおかしくない危うさを内包しており、銅山と村々の間には、森林資源をめぐる争論がしばしば発生した。次章では、こうした争論をとりあげて、森林資源を媒介とする両者の関係について考察を深めたい。

三 郷林をめぐる阿仁銅山と村の対抗

近世の荒瀬村では森林資源をめぐつて数多くの争論が生じているが、そのうち阿仁銅山を相手とする事例をまとめると表2のようになる。この時期の山論の全体からみても、銅山に関わる争論はかなりの比重を占め、かつ紛争処理の文書が作成されはじめの一八世紀初頭から幕末に至るまで絶え間なく事例を見出すことができる。阿仁銅山の「御山麓⁽²⁰⁾」とも称される荒瀬村において、銅山との争論は森林資源管理上の最大の対外問題であつたといえる。

まず「史料4」は、「九両森」をめぐる争論の決着を受け、文化元年（一八〇四）五月に「境森」を築いた際の覚書である。この争論は、前年の享和三年（一八〇三）四月、荒瀬村が所持してきた郷林を銅山方が「御山料（領）」に編入しようと目論んだことに端を発する。この「御山料（領）」とは、

表2 森林資源をめぐる荒瀬村と阿仁銅山の紛争

和暦(西暦)	内容
享保20年(1735)	荒瀬村、郷林育成などのために御札(合計5枚)の下付を出願。4枚分については過去に御札が下付されていたため、1枚(九両森)のみ許可
天明4年(1784)	阿仁銅山、九両森の一部で橋の普請用材の伐採に着手。荒瀬村、御札を根拠にして差し止めを要求。銅山側の敗訴
享和3年(1803)	阿仁銅山、橋の普請用材を確保するため、九両森の一部で雑木の育成を出願。荒瀬村、郷林の不足を理由に反対し、検使の裁定を出願
文化元年(1804)	上記の結果、銅山側が敗訴。御札の再発行が認可
幕末(1860年代)	荒瀬村、九両森の一部を売却し、「買主」が伐採に着手。銅山方、その差し止めを肝煎に要求 荒瀬村、藩の認可を受けて九両森の一部伐採に着手。銅山方、その差し止めを要求 荒瀬村、藩の認可を受けて九両森の一部伐採に着手。銅山方、その差し止めを要求し、あまつさえ当該地がじつは銅山領であると主張

出典：湊榮興家文書より作成。

註：享保20年の一件は阿仁銅山との紛争ではないが、その後の展開に大きく関わるので本表に組み入れた。

精錬用の炭などを供給した銅山掛山とは別に、さまざまな生活物資を供給する銅山附属地としての性格をもつていたものと推測され⁽²¹⁾、史料によつては「銅山領」とも表現される(以下、銅山領)。「史料4」によると、この争論の結果は銅山方の敗訴に終わり、当該地には同年八月付で御札が立てられた。この御札には、同地を荒瀬村の郷林として認めるので、下草たりとも刈つてはならない旨が記載されていた。さらに村では、翌春に廻在してきた藩の検使と銅山方役人の立会のもとで御札の文言を確認し、境界にあたる二か所に「境森」を築くに至つた。つまり村側は銅山方との争論に勝利し、そのことを証する御札と「境森」を獲得したのである。なお、九両森に御札が掲示されたのは、この文化元年がはじめてではない。さかのぼ

ると、じつは荒瀬村自身の出願で享保二〇年（一七三五）に一度交付された経緯があり⁽²²⁾、「史料4」で掲示された御札とは、争論を踏まえて山林の範囲の記載を微修正して再発行されたものであった。荒瀬村が右の争論で銅山側に勝訴できたのは、享保二〇年の御札のもつ証拠能力が認められたからと推測される。

ところで、この「九両森」一件に限らず、銅山との争論は「御札林」を舞台とするものが多い。御札林とは、郷林や符人林のうち、前記のようない文言をもつ御札が発行・掲示された山林を指し、御札山とも呼ばれた。⁽²³⁾荒瀬村とその枝郷村々に存在した山林のうち、御札林・郷林・符人林を一覧すると表3のようになる。これによると郷林のおおよそ四割（二〇か所）が御札林の指定を受けていたことがわかる。先述の通り、阿仁銅山の周囲には広大な銅山掛山が設定されていたが、銅山と村の主たる紛争の場は、むしろ銅山掛山の周縁に点在する郷林、それも御札の交付を受けた御札林であつた。

これらを踏まえて、以下では御札林の性格を検討していく。従来御札林（山）は、その厳しい利用制限から、御留山に類する禁伐制度として理解されてきた。⁽²⁴⁾ところが「史料4」の事例では、御札は勝訴した村側に交付され、むしろ村の用益を保証するかのように扱われており、実際にそれが以前から、村の利用権を正当化する効果を發揮してきた。⁽²⁵⁾このような御札の効果は、幕末期における九両森の争論においても明確に認められる。

〔史料6〕～〔史料10〕はすべて年号を欠くが、九両森に関して銅山方から湊家に出された一連の書状である。宛先の多くは湊長左衛門であるが、一部は湊勇吉に宛てられている。勇吉の活躍した年代からすると、幕末期の一八六〇年代に相当する。一連の書状に表れた軋轢は、九両森を伐採しよ

表3 荒瀬村とその枝郷村々の御札林・郷林・符人林

村	御札林	郷 林	符人林	合 計	御札の発行年
荒瀬	4	1	0	5	正徳2・元文5・天明8・享和3
茅	2	1	0	3	正徳2・天明8
草	2	3	14	19	天明8・文政6
子	1	3	0	4	天明8
影	1	1	0	2	天明8
内	3	1	0	7	正徳4・享保5・天明8
渡	3	3	0	5	正徳2・天明8
屋	2	3	0	3	享保5・天明8
幸	2	1	0	3	天明8
伏	2	1	0	3	天明8
笑	1	7	6	14	—
幸	0	2	1	3	天明8
屋	1	1	4	6	天明8
比	1	6	4	11	天明8
立	0	2	4	6	—
内	1	1	4	6	—
打	1	1	4	6	—
荒瀬	1	1	4	6	—
川	0	2	4	6	—
土	1	1	4	6	—
倉	0	2	4	6	—
合 計	20	34	33	87	—

出所：「秋田郡大阿仁荒瀬村御札林・郷林・符人林書上帳」（秋田県公文書館所蔵佐藤時治家資料、資料番号：1187）より作成。

註：佐藤家は、枝郷幸屋村の旧地主（村役人）家と推測される。御札林は、いずれも郷中所持である。なお荒瀬村の郷林1か所、根子村の郷林1か所と符人林1か所、幸屋渡村の郷林1か所、比立内村の郷林1か所、戸鳥内村の郷林1か所と符人林2か所は「御帳付」された山林。

うとする荒瀬村と、その差し止めを要求する銅山方という構図で理解できる。主なトピックは次の三点を数える。

（1）〔史料7〕では、荒瀬村が九両森の一部を売却したこととともにない、その買主が伐採に着手したことを聞き付けた銅山方が、その差し止めを肝煎に要求した。

（2）〔史料8〕では、荒瀬村が藩の認可を受けて九両森の一部伐採に

着手したところ、銅山方がその差し止めを要求した。

で、やはり荒瀬村が藩の認可を受けて九両森の一部伐採に着手したところ、銅山方はその差し止めを要求し、あまつさえ当該地がじつは銅山領であるとする大胆な主張に及んでいる。

もとより、藩の認可を得た荒瀬村の九両森伐採に銅山側が介入する論理は、「右近辺ニ鋪之口杯も有之」(史料7)、「小沢境相混じ此方ニ而紛敷故」(史料8)などとの理由で、一部の伐採に「御控」を求めるものでしかない。とはいって史料10では、坑道からの近さや雪崩の懸念をあげ、部分的に伐採保留を承服させようとしている。さらに当該地で村外の者が伐採に及んだとして村側の不手際を咎めるなど(史料6)、細々とした既成事実を積みあげ、ついには「貴村之御領と而已御心得ゆへ論地ニ無之趣被仰下候筈、乍去(中略)全ク左様ニ無之」(史料9)と、「論地」扱いにすり替え、強引に争論に持ち込もうとする。

面白いことに、このときの銅山方の主張には「此方御札并ニ被仰渡之次第茂在之」(史料9)とするくだりがある。荒瀬村の御札に対抗してか、同じ権威を持ち出したもので、在地の争論における御札の権威を窺わせる。

同時に、ここで御札は明らかに利用権の保証、あるいは正当化の根拠とみなされている。たしかに御札林は、育成の過程では「下草たり共刈取へからざる者」などと厳しい利用制限が掛けられていたが、一方では将来の伐採利用を所持者(荒瀬村など)に約束し、それを周辺村々に認知させる制度でもあったと考えられる。この点で、秋田藩の御札林(山)制度は、藩が御用材を確保するために設けた御留山制度とは同じ枠内で捉えきれない、多彩な相貌をもつといわなくてはならない。

ここまで考察してきたように、阿仁銅山はその山麓の村々にとつて炭・焼木などの供給先(銅山からすれば調達元)であり、雑木を速やかに換金でき

るという意味で、相互に依存する側面をもつ。とはいっても両者が森林資源をめぐり激しく対抗する関係にあつたことは看過しえない。それは一過性の争論で決着するものではなく、限られた森林資源を求めて常にせめぎあう関係であった。こうした紛争にさらされる銅山山麓の村々にとつて、御札の下付は、一定の日常的な制約と引き換えに、領主権威によって将来の独占利用を正当化する効果をあげたのである。

おわりに

解題を閉じるにあたって、これまでの考察結果から、阿仁銅山山麓における森林資源利用について整理しておこう。

第一に、藩は阿仁銅山に林産物を安定供給するため、銅山掛山の設定や番山繰の創出によって、森林資源の持続的利用を図った。これに伴い、村々による薪商売はもちろんのこと、酒屋が醸造に用いる薪や、百姓らが煮炊きに利用する薪の生産も藩の管制下に置かれた。

第二に、藩は出銅量の増加や森林資源の減少に応じて、柔軟に番山繰を再編した。ただし、一九世紀には銅山掛山の森林資源が絶対的に不足しており、藩はその不足分を郷林や符人林に求めた。こうした状況は、村側にとっても、保護・育成した森林資源を速やかに換金できる利点があつたろう。その意味で、銅山と山麓の村々は相互依存の関係にあり、森林資源利用をめぐる両者の間には一定の均衡が保たれていたと考えて良い。

第三に、銅山と村々の関係・均衡は、いつ崩れてもおかしくない危うさを内包しており、両者は限られた森林資源をめぐつて激しく対抗していく。特に郷林は、銅山領の拡大を目論む銅山を前にして、境界争論のリスク

クを常に抱えていた。こうした紛争にさらされる銅山山麓の村々にとつて、藩の御札は、郷林の育成と将来の独占利用を保証するものとして大きな権威をもつていた。

このように、阿仁銅山山麓における森林資源利用は、銅山向けの林産物生産に強く規定されて存立していたのである。

註

(1) 湊家文書と荒瀬村の概要については、湊榮興・智子編『湊文書』(私家版、二〇〇八年)、渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拡「阿仁銅山山麓における山村社会の森林資源管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」(『筑波大学農林社会経済研究』三〇・二〇一四年)、同「阿仁川上流域における村社会と耕地管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」(『筑波大学農林社会経済研究』三一・二〇一五年予定)を参照。

(2) 阿仁銅山については、佐々木潤之介「近世産銅政策についての一考察—秋田阿仁銅山を中心として—」(一)(二)(三)(『史学雑誌』六六一一・六七一)、一九五七・五八年)、同「秋田阿仁銅山の經營—寛政改革を中心に—」(地方史研究協議会編『日本産業史体系』三東北地方篇、東京大学出版会、一九六〇年)、秋田県編『秋田県史』第二卷近世編上(秋田県、一九六四年)、同編『秋田県史』第三卷近世編下(秋田県、一九六五年)を参照。阿仁銅山向けの林産物生産については、芳賀和樹「近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産—直釜の構造とその変容—」(徳川林政史研究所『研究紀要』四五、二〇一一年)、同「近世阿仁銅山炭木山の森林經營計画—天保一四年炭番山繰を中心にして—」(『林業経済』七五六、二〇一一年)、同「秋田藩阿仁銅山掛山における御用焼木生産—近世後期の請負生産と森林資源の持続的利用技術—」(河西英通・浪川健治編『グローバル化のなかの日本史像—「長期の一九世紀」を生きた地域—』岩田書院、二〇一三年)を参照。

(3) 秋田藩林政に関する主要な研究としては、前掲秋田県編『秋田県史』第一卷近世編上、前掲同編『秋田県史』第三卷近世編下、同編『秋田県林業史』上巻(秋

田県、一九七三年)、脇野博「秋田藩林政と森林資源保続の限界」(徳川林政史研究所『研究紀要』四四、二〇一〇年)、脇野博「一九世紀秋田藩林政と近代の秋田杉」(徳川林政史研究所『研究紀要』四五、二〇一一年)などがあるが、これらは阿仁銅山向けの林産物生産について、深く言及していない。こうしたなかで、岩崎直人「秋田杉林の成立並に更新に関する研究」(興林会、一九三九年)は、阿仁銅山向けの林産物生産について詳しく述べおり重要なが、本稿がとりあげようとする森林資源を媒介とした銅山と村々の関係については、充分に考察していない。これらの研究史については、前掲芳賀「近世阿仁銅山炭木山の森林經營計画」二〇頁も参照。

(4) こうしたなか、住友林業株式会社社史編纂委員会編『住友林業社史』上巻(住友林業株式会社、一九九九年)は貴重な成果として注目される。

(5) 前掲芳賀「近世阿仁銅山炭木山の森林經營計画」二二頁、前掲芳賀「秋田藩阿仁銅山掛山における御用焼木生産」八頁を参照。

(6) 前掲岩崎「秋田杉林の成立並に更新に関する研究」五四～五七・九四～九五頁を参照。

(7) 厳密には、慶応期に幸屋渡村の控を筆写したものである。

(8) 商売用の薪は、当村に「自分持山」はないという村側の主張を信用すると、「御札林」か「林御役人へ書上申候御帳附林」で生産されたと推測される。

(9) 「銅山木山方旧記」乾(国立公文書館蔵、請求番号: 分館一〇六一〇三四一〇〇・平一九農水一〇六四七一〇〇)の一一番目に所収。

(10) 差出に連署している百姓は、各枝郷の地主(村役人)と考えて良い。複数の郷地主が連署した史料としては、湊家文書のなかでも比較的早い時期のもので、特に幸屋村・戸島内村の地主が加わっている例は本史料が初見である。

(11) 前掲岩崎「秋田杉林の成立並に更新に関する研究」一〇二～一〇三・一一二・一四五頁を参照。

(12) 前掲芳賀「近世阿仁銅山炭木山の森林經營計画」一二一～二四頁を参照。

(13) 前掲岩崎「秋田杉林の成立並に更新に関する研究」三三頁を参照。

(14) さらにいえば、本史料で銀山町、水無村の酒屋、前田村、米内沢村などに供給するとされた薪合計四四三棚は、「史料1」を踏まえると、銅山掛山で銅山向

けの炭・焼木を生産した後に残った末木から生産されたものと推測される。また、荒瀬村枝郷の岩野目村と比立内村が薪用の下枝採取などを許されていた「岩野目沢」・「繫沢」は、「史料1」の出願で下枝採取が認められた山林、つまりは銅山掛山であったと考えられる。

(15) 前掲芳賀「近世阿仁銅山炭木山の森林經營計画」二四〇三三三頁を参照。

(16) 前掲芳賀「近世阿仁銅山炭木山の森林經營計画」二五〇三三頁を参照。

(17) 前掲芳賀「近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産」八〇〇八三頁を参照。

(18) 浅木などを指すと推測される。浅木とは節の多い雜木のことと、これを焼いた下等な炭を一般的に浅木炭と呼ぶ。

(19) 「史料5」は写しなので、筆写の際に欠落した可能性も考えられる。

(20) 前掲湊編『湊文書』二二頁。

(21) 一大消費地としての銅山集落に、膨大な薪炭材、家畜の飼料、建築・土木用材や屋根材などの需要があつたことは想像にかたくない。

(22) 前掲渡部ほか「阿仁銅山山麓における山村社会の森林資源管理」一〇・二九頁参照。

(23) 同様に御札が掲示されていても、銅山掛山をはじめとする藩営林は、「御留山」など特別な名称で呼ばれた。これらについては、前掲岩崎『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』三五頁を参照。

(24) たとえば、前掲秋田県編『秋田県史』第二卷近世編上は、「藩の林政には当初から二つの方向があった。一は藩が有用樹種ことに針葉樹を独占する必要から、針葉樹の林相の良い山林を指定して、伐採を禁止することである。これを御留山と呼んでいる。他の一は針葉樹・闊葉樹を問わず、それぞれの必要に応じ森林の育成をはかることである。その方法として藩が制札を交付して林木の伐採を一切禁止したので、一般にこれを御札山とよんでいる」(四七五頁)、「山林の荒廃は年と共に激しくなつたから、藩では平山の中林相の良いものから御留山に編入する一方、将来にそなえて有望な山林を(御札山に一筆者註)指定して新林の育成をはかつた」(四八九頁)とする。また前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻は「留山の場合は有用樹種を禁伐にして山林保護をはかつたものであつたが、札山は水野目林や新林育成のために設けられたもので、直接資源を利用する山林ではな

かった」(一一六〇一七頁)とする。近年では、前掲脇野「秋田藩林政と森林資源保続の限界」が「御留山よりもさらに森林資源管理を強化した、材木育成のために制札を掲げて入林伐採を禁じた山林が御札山であつた」(一一二頁)とする。

(25) 天明四年に九両森の一部で銅山側が伐採を試みた際には、荒瀬村から差し止めの要求があり、結果は享保二〇年の御札を「御証文」として提示した荒瀬村側の勝訴となつた。その後、寛政一二年に焼木に不足があり、銅山では荒瀬村の櫛林からの買い上げによつてこれを調達した。銅山が、この伐採跡地に銅山領の橋の普請用材として独自に雜木を育成したいと主張し、事實上櫛林を銅山領に編入しようと企図したのが、先述の享和三年の争論であつた(前掲湊編『湊文書』一五頁参照)。

(26) 過去帳によると、勇吉は天保一二年正月一五日生まれで、遅くとも文久三年には肝煎見習として文書に名を連ねはじめる。

〔付記〕

本稿は、二〇一四〇一五年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)「江戸時代における林政の展開と森林資源の管理・經營システムに関する研究」(課題番号二六・八六四九、研究代表者芳賀和樹)、二〇一五年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「東北型社会の特質に関する史的研究・地域資源の開発・管理・利用との関係を重視して」(課題番号一五H〇四五六〇、研究代表者加藤衛拡)による成果の一部である。

凡例

翻刻

(1) ここに翻刻するのは、秋田県北秋田市阿仁荒瀬地区に所在する湊榮興家所蔵文書の一部である。

(2) 文書は年の順に配列し、「史料1」のように通し番号を付した。年欠のものは干支の順、干支を欠く場合は月日順とした。

(3) 文書番号は、筆者らが目録化の際に与えたものによった。

(4) 漢字は常用漢字を使用した。

(5) 変体仮名は仮名に改めたが、助詞の「者」「江」「而」「茂」「与」などは残した。

(6) 適宜読点(、)と中黒(・)を補つた。

(7) 虫喰いや破損によって判読できない文字は、該当する文字数を□で示した。文字数が判断できない場合は「」とした。内容が推定できる場合は()内に注記した。

(8) 明らかな誤字や当て字は、(ママ)とするか、正しい字を()内に注記した。ただし頻出するものは初出箇所に限つた。

(9) 見消やそれに相当する抹消箇所には抹消線を付した(貼紙による修正も同様とした)。文字が完全に塗抹されている箇所は■で示した。抹消後に書き加えられた文字がある場合は、抹消部分の直後に示した。

(10) 平出、闕字は原文のままとした。改行は原則として再現しなかった。

(11) 割書は一部を再現した。

(12) 書状の行間に細字で加えられた文字は、該当箇所に「」を付して示した。

〔史料1〕

元文五年(一七四〇)二月二六日「御留山御檢使御出被遊願書控」

(湊榮興家文書三四、豎帳二)

〔表紙〕
元文五年

御留山御檢使御出被遊願書扣

申二月廿六日

右書附慶應「」卯七月幸屋渡村扣より写取候」

銅山御用炭・焼木山、其外矢板・留木伐尽、訛而炭木之分遠山ニ罷成候付、近在村々商売薪木等を以被止置、此已後御台所御薪用之分被減置、茅・笠等御薪用ニ可被成置、依之右茅・笠等近在より御買立可被成置候間、当村之内ニ而も賣買勝手成者売上候様ニ被仰含「」貢立可被成候、かや銀山町・水無へも御「」可被成候得共、当村枝配郷之内より勝手次第、右両处商売致可申旨畏奉存候、猶只今まで銅山御用ニ被明置候炭木山・諸材木山共ニ御見分之上、稠敷御留山ニ被成置候付、段々山元御見分被成置候間、肝煎并ニ村々地主共御先立仕御尋趣申上候一、本郷・枝郷共ニ薪用之儀、自分持山一統ニも有之候哉、又者御留山之内より勞伐等御免ニ而自油致罷有候哉と御尋ニ御座候、当村之儀ハ訛而山元之儀ニ御座候ゆへ、先年より小沢御用炭・焼木御受負仕候もの、枝郷村每有之、又ハ山子共以右之通ニ御座候ゆへ、訛而自分之薪用伐山と申も無之分、炭・焼木被出置候末木川下、又者山元近處之者ハ日々背負出シ、自分之薪用ニ相壳(見)有申候、尤御留山之内下枝、又者勞伐

〔自油仕候林も御座候

一、此度御吟味之上、焼木被出置候末木之分、於 公儀ニ御買立被成置、
是亦水無・銀山酒屋共始御拵とも小沢御台廻村御用ニ茂可被成置、左候
ヘハ唯今迄右末木自分薪用ニ致候義、自油不罷成共、村々如何可致存寄

候哉御尋ニ御座候、毎々被仰含候通、前々伐尽候御山御取立可被成置ニ
付、茅・笹等商売可致旨被仰渡申儀ニ候得者、自分薪用右ニ唯茅・笹等
薦立、薪用ニ可仕候得共、一切伐山持不申、御百姓至極迷惑仕候義ニ御
座候、都而当村支郷共ニ自分持山と申茂無御座、林立之分多ハ御留山亦
ハ御札林、其外林御役人へ書上申候御帳附林と申、自分下枝等も伐取可
申様無御座候、至極迷惑仕義ニ御座候間、唯迄自分ニ而御留山之末木ニ而
自油罷有候者とも江、御積ヲ以村毎近山之内下枝かさ柴等被下置申様ニ
被成下度奉願上候、右願之場処御尋御座候ゆヘ、段々書上申候

付、茅・笹等商売可致旨被仰渡申儀ニ候得者、自分薪用右ニ唯茅・笹等

薦立、薪用ニ可仕候得共、一切伐山持不申、御百姓至極迷惑仕候義ニ御

座候、都而当村支郷共ニ自分持山と申茂無御座、林立之分多ハ御留山亦

ハ御札林、其外林御役人へ書上申候御帳附林と申、自分下枝等も伐取可

申様無御座候、至極迷惑仕義ニ御座候間、唯迄自分ニ而御留山之末木ニ而

自油罷有候者とも江、御積ヲ以村毎近山之内下枝かさ柴等被下置申様ニ

被成下度奉願上候、右願之場処御尋御座候ゆヘ、段々書上申候

(御札一枚略)

前書之通り、御留山御札此度被渡置受取申候、此末弥々御札御文言之通
り相守可申候、已上

元文五年申ノ

六月日

笑内村

惣左衛門

根子村

平右衛門印

幸屋村

太治助印

戸鳥内

久作印

比立内

遣孫右衛門

治五兵衛

遣太右衛門

金之助印

六左衛門

遣喜蔵

元文五年申五月日

向右近(花押)

大阿仁荒瀬村支配根子村之内、根子又沢務沢水干より上すべの又沢・矢
はり沢・根子又沢・ねれつ沢迄、小沢共峰限水落次第、銅山方為用事
杉・雜木共ニ留置之間、下柴ニ而茂剪取へからざる者也

元文五年申五月日

向右近(花押)

阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗

〔史料3〕

宝曆二年(一七六二)七月一日「御定書写覚(銅山掛山伐尽につき)」

(湊榮興家文書四五、堅帳二)

〔表紙〕

宝曆拾弐年

一、五拾五棚
一、三拾棚
一、百五拾棚
水無酒屋十四軒

一、五拾五棚
一、三拾棚
一、百五拾棚
水無酒屋十四軒

志戸平三郎
銀山町

銀山町

水無酒屋十四軒

メ式百三拾五棚

御定書写覚

午七月十一日

銅炭木

御山守儀兵衛

覚

阿仁銅山片付山年増伐尽、諸山取立兼、近年御手支相見得候ニ付、此度

御吟味之上番山被相備候間、明山、留山、不明備之山共屹度可遂吟味候、
明山之儀者年限之内に茂沢分ケヲ以炭・焼木差出、無用に木元尽き不申

様ニ可心懸候、嚴に御取立被成置候ニ付、此度林取立役兩人被仰附候間、
存寄之儀無思慮林役江申聞、此末山々取立之儀専要ニ候、明山之分狼に
柿子不入会、沢分之工面茂可相尽候、炭・焼木出方山本に寄り御入方相

懸候間、林役又者木山方御手代頭江茂存寄相尽、第一に御益ヲ可相計候
一、焼木浜揚致、張立之上立会調濟候書付度毎員數相調可申出候
一、村々焚用者、小又沢より左之通入付被仰付候
銀山町
水無酒屋十四軒
前田村
一、武拾棚
一、八拾棚
一、武拾八棚
一、八拾棚
但、元三百三拾七棚之内

午五月

右御定書ハ、御奉行茂木祐右衛門様、御吟味方本山源右衛門様、銅山
方御役所ニ而被仰渡候、宝曆十二年五月廿八日木山御手代頭荒川平左
衛門・菅原和三郎、下役吉田久藏、同日御定書ニテ被仰付候、其後和
三郎病花^花柏木新太郎被仰付候、真木沢御手代森田利兵衛被仰付候所
二附而御訟訴申上、細井正三郎被仰付候、以上

メ式百八棚 是迄之通小又沢より差出候

〔史料4〕
文化元年五月「(九両森下)の荒瀬村御札林に境森築置につき覚」

(湊榮興家文書七八、状二)

文化元年

肝煎

岩屋清兵衛殿を以当村九両森御林之儀者御札林ニ而年々取立罷有候処、

去亥春中小沢御銅山方ニ而右場所無残御山料ニ被成度段願申上候ニ付、

御検使中川久左衛門殿御組合被為出御見分被成置候ニ付、御先立仕御尋

ニ相向ひ御答申上候通ニ御座候所、御帰り之上御ケ条書を以法切被立置

難有仕合奉存候、右御ケ条書ニ被仰渡候通追々御検使御序を以境森被立

置、末々■異論無之様ニ被仰渡候間、早速願可申上候とも去秋中時節相

後レ、是迄遅成罷有申候間、当春廻御検使御序右境森被立置、末々異論

無之様ニ被成下度奉願候ニ付、此度各様被為出■場處銅山方御手代頭千

葉半九郎・高橋清蔵立会之上御覽二人置候所、法限り御尋ニ御座候、先

年御札被立置候通り、牛小屋沢より川前通めつは沢口迄ニ而御札被立置

候段申上候所、御文言御尋ニ御座候故左ニ書上申候

一、本郷荒瀬沢者九両森下東北西へ打廻し、峰切水落次第沢口より

大川前平通めつは沢大川口まで郷林ニ立置候間、下草たり共刈取

へからさる者也

享和三年八月

今泉三右衛門

右之通御札被立置候通之境ニ御座候間、此度■九両森沢出口海道脇ニ森

築置、右森見通しニ境被立下候、右境之内銅山方ニ而少分植立杉苗有之

ニ付、成木之上者銅山方江返置可申、此末右境之内江杉植立申間敷趣願

申上候ニ付、銅山御手代江被仰含承知罷有候、御札御文言ニ水落次第と

有之候故台之内へも此度境森被築置、御手代立会之上相極候上ハ已來異

論等無之候

一、右申上候通相違無御座候、為其印形仕差上申候、已上

阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗

荒瀬村

同四拾五文

×

同三拾文

同六拾文

内七拾文

内百拾六文

但、拾貫目直段不同

内五拾万貫目

背負燒三而申年より

向寅年迄七ヶ年燒

燒賃

定式

武肩

木寄水汲合力

牛駄賃

子五月

上神谷藤左衛門殿

小堀文藏殿

石川東次殿

[史料5]

文久元年(一八六一)五月「銅山三ヶ山炭番山取調帳」

(湊榮興家文書一七五、堅帳一)

〔表紙〕文久元年

銅山三ヶ山炭番山取調帳

西五月

小沢銅山諸山有炭覺

露熊向

内五拾五万貫目

露熊内山役処

但、拾貫目直段不同

内百拾六文

但、拾貫目貳百八拾壹文

内七拾文

内百拾六文

内七拾文

同三拾文

同六拾文

同四拾五文

同村 長百姓

阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗

一七六

同五文

役処炭蔵建方掛リ

同三万貫目

但、拾貫目二付三百五文

直之又沢

同百拾五文

弥兵衛治沢

内三万貫目

道行沢

同三万貫目

矢張沢

(山林一七か所略)

内三万貫目

但、拾貫目二付三百拾文

立戻り

直ノ又、当西年より
向拾五ヶ年後焼取り

同五万貫目

沢々燒残悪木拾ひ焼考

同式万貫目

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目三百拾文

焼賃

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

内百四拾文

定式

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

内七拾文

武肩五歩

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

同式拾文

木寄合力并ニ水汲共

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

同五拾文

牛駄賃

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

同百式拾文

役処かかり

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

一、炭四拾万五千貫目

木寄合力并ニ水汲共

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

(蒲萄岱・二筒附・下越戸・中越戸・孫沢炭役所略)

役処かかり

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

内壹万五千貫目

牛駄賃

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

役処かかり

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

内四万貫目

牛駄賃

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

同九万貫目

根子又沢

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

内四万貫目

根子又沢

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

同五万貫目

根子又沢

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

同三万貫目

根子又沢

但、拾貫目二付三百五文

但、拾貫目二付三百五文

小沢分

惣炭高九百万貫目

右者當西年より向寅年迄三拾ヶ年分、但壹ヶ年三拾万貫目ツ、

同三万貫目

滝野沢

真木沢銅山分有炭覚

(屋敷向・大渕向の各炭役所略)

真木沢分

物有炭

メ四百八拾万貫目

但、壹ヶ年拾六万貫目宛

当酉年より向寅年迄三拾ヶ年分

酉年

同八万貫目

同四万貫目

メ拾六万貫目

(戊年以降の一九年分の計画略)

〔史料6〕
「湊長左衛門様 小沢外方」

(湊榮興家文書六九、状二)

閏八月二十五日 「(銀山町之者による)羽沢の林伐方差し止めにつき小沢外方書状、および湊長左衛門返書」

文久元年
酉五月

小貫五平右衛門

古宇田易藏
芳賀采女

同林取立役

仁平淳助
加藤老之助

大渕

屋敷

村々買入之分

〔封筒〕
「湊長左衛門様 小沢外方」

態以手紙申上候、貴村郷林之内御明山ニ相成候場処、去十二月中方限リ立会仕候、中之沢下モ沢之外、此度銀山之者伐方致候趣ニ御座候、左様ニ御座候哉一ト通り御聞合申上候、銀山之もの心得違ひ伐方致候てハ御苦柄相生じ候間、御入念被下度奉存候、右御聞合にて如斯御座候、冷氣弥増候得惣メ四百五拾万貫目

右者當酉年より向寅年迄三拾ヶ年分、但壹ヶ年拾五万貫目宛之考御

座候

右之通、三ヶ山共三拾ヶ年之番山繰ニ御座候、以上

文久元年

酉四月

阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗

(以下貼り継ぎ)

以前も申上候貴村郷林之内、去極月伐方之場処立会可致被仰付罷越候節、中沢峰より下モ沢峰迄方限見分仕候、右之外ハメツは沢平ら前者當時鋪ノ主往来之沢ニ御座候ハハ、「雪」頗危く御座候ニ付「仲ヶ間より被仰付」右場處伐方御延引被下度、態夫を以其際申上候処處筈、然處此度銀山者多

人數入込伐立居候条、林回り之もの申聞候而当惑之次第二御座候、委曲久之助見聞形可申上候間、右場処伐方之儀御指留被下度候、右再応態々如此

ニ御座候、以上

閏八月廿五日

(以下貼り継ぎ)

御手紙被下拝見仕候、然ハ當村御札山之内九両森下タ、去十二月中御明山相済候場所之内、目羽沢平前釜之口江御障有之候故相除可申御取合ニ御承知被有候所、此度銀山者右場所伐取居候趣當惑之次第三御座候、何れ只今郷人遣差留可申候、如何心得違三候哉當人共取尋之上申上度候、此段左様承引被成下度奉存候、右返事申上度早々如斯ニ御座候、以上

閏八月廿五日

小沢御外方

湊長左衛門

[史料7]

一〇月二二日「(九両森の買主)による伐方差し控えにつき小沢外方書状」

(湊榮興家文書六九、状二)

[封筒] 湊勇吉様 小沢外方

態々以手紙申上候、九両林御壳払被成候ニ付、昨日より買主山開之趣ゆヘ此方ニ而も御伺之儀有之、昨日委細書面を以申上候處、右場場處者指障リ無之ニ付御伐取被成候趣被仰下、御尤ニ御座候得共、右近辺ニ鋪之口拵「拵」も有之、且御境之儀ニ付御伺之上御左右申上度御座候、然者支配人も此節留主中ニ御座候間、兩三日伐方之儀御扣被下度奉願候、夫とも御指

支配人も帰宅ニ相成候間、何卒両三日伐方之儀御扣被下度奉願候、其向江も程能被支之儀有之伐方被成候事なれハ、御役処江御扣被下度奉願候、以上

十月廿七日

仰含被下度奉願上候、弥御安康被成候由奉賀候、當方無^(異)寵有申候、以上神無月廿一日

[史料8]

一〇月二七日「(九両森下御札山)の査入今後差し控えにつき小沢外方書状」

(湊榮興家文書六九、状二)

[封筒] 湊長左衛門様 小沢外方 早々

態夫を以一筆啓上仕候、扱九両森下貴村御札山ニ而御明山被仰付、此度査被入候趣先頃承リ候ニ付、其砌より再応／＼所書面を以支配人帰山迄伐方

御扣被下度申上候筈、勿論當御詰合芳賀様へ御内々御取立之上、「廿二日又々」申上候へ共、右御返書も無之、終此度御伐方被成候条、林守より訴

申聞候ニ付、即見聞之上「昨日」御詰合様江此段御届申上候處、再度申遣候而も不得止伐立候義如何取請候哉、併し右場処ハ貴山村「村」へ御明山ニ而外ニ紛も有之間敷候へ共、小沢境相混じ此方ニ而紛敷故、支配人帰候迄

何處扣候様との義無御聞受破り候趣甚不穩候、依之跡伐方之義永助寵帰候迄屹度さし扣可申趣此方より申伝候様昨日芳賀様より被仰付候、尤伐立

置候分共者其形リニ被差置候様は又被仰付候、依之御意形リ御取合申上候、乍去不相替入不被成候ハ小御扣被成間敷義も御座候ハ、此ものニ御返書被仰下度候、左候へハ其段御届申上候故、御服被仰下度候、右事御申合迄如此ニ御座候、以上

〔史料9〕

一月一〇日 「(銀山町へ売払い林の論地取調まで差し控えにつき支配人書状)」

(湊榮興家文書六九、状二)

御懇書被下辱拝見仕候、寒冷之砌御安康被成候由珍重奉存候、私無異罷有候

一、私事

御巡覽御終出府序銅山度々難願之趣申上、夫れか為數十日逗留、夫れも大体御済口ニ相成候ニ付、出立御届申上候処、外ニ御用有之趣ニテ逗留日数相重り候処、先月廿四日勤労為御賞御加扶持被下置候旨被仰渡候、然者寸功茂無之不行届而已恐入候所、右之仕合難有御儀ニ奉存候、畢竟兼而宜御執成被成下候故ニテ、万々忝奉拝謝候

一、貴村ニテ九郎両森下タと相唱候ケ所之林を銀山町江壳候一条ニ付、双方御駢合と相成候趣、出勤否向々より申出有之候、貴村より御取合之通ニ候得者、全く貴村之御領と御心得御尤ニ御座候得共、此方御札并ニ「享和・文化ノ度」被仰渡之次第茂在之候得者、此方ニおゐても銅山「守護」領と相心得候、支配人之儀享和以來數十人入代リ、何れ茂其當座者諸方堺不案内ニ有之、其間ニ心得違ひニテ炭を為焼、木を為伐候事茂併有之筈、夫れ者夫れ限リ之「不案内之」心得違ひニ有之筈、何れニ茂御目前篤と取調之上、以來勞煩ケ間敷儀無之様、此度私茂長々留主にて五日ニ出勤仕候処、差掛候御用而已度々相混し罷有候間、右論地之儀ハ追而懸御目申上度候間、何れニモ御扣被下度候、貴村之御領と而已御心得ゆヘ論地ニ無之趣被仰下候筈、乍去此方へ被仰渡之趣ニ候得者、全ク左様ニ無之候間、向々心得違無之様被仰含被指置被下度奉存候、右御服申上

阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗

度如此御座候、以上

十一月十日

永助

〔史料10〕

一二月二三日 「(御明山のうち日羽沢の林伐方延引につき小沢外方書状)」

(湊榮興家文書六九、状一)

〔封印〕
「湊長左衛門様 小沢外方 早々」

態以手紙申上候、貴村鄉林之内御明山ニ相成候場所伐方被致候ニ付、昨日立会可致被仰下則御伺之上罷越候所、牛小屋沢之内中之沢峰境より下モ沢迄御伐取被成候趣立会見分仕候、外ニ日羽沢之内奥之植立杉下モより沢口迄是又伐取候趣、鄉人衆被仰聞ニ付、此段御中間へ相伺候所、右場所ハ御見聞之通り數ヶ所釜之口有之、當時働之者往来道上ニ而、頽雪走之懸念旁障リ有之候間、平前ハ勿論峰境迄伐方御延引可被下申遣候様御中間より被仰付候間、此段御承知被下度候、夫とも是非伐方不成ハ不相成候ハ、誰御出御中間へ被仰立被下度候、右可申上如此御座候、甚寒之砌弥御安康奉賀候、以上

極月廿三日